○畑作物共済損害認定準則

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十二号)

(最終改正:令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号)

農業保険法施行規則 (平成二十九年農林水産省令第六十三号) 第八十二条 (同令第百七十四条において準用す

る場合を含む。) の規定に基づき、 畑作物共済損害認定準則を次のように定める。

畑作物共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等 (農業保険法 (昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。) 第十一条第一項に規定する組

合等をいう。 以下同じ。)は、 全相殺方式 (農業保険法施行規則 (以下「規則」という。) 第百四十条第一項

第一 号に規定する全相殺方式をいう。 以下同じ。) の共済関係について法第百三十条第三号の規定による通知

(以下 「損害通知」という。)を受けたときは、その通知をした組合員等(法第十条第一項に規定する組合員

等をいう。 以下同じ。) の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、

当該

組合員等が栽培を行う農作物に係る収穫量 (てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度。 以下第六項及

び第一 二第 項において同じ。 又は養蚕を行う蚕繭に係る収繭量を、 次の各号に掲げる組合員等の 区分に応じ

、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

規則第百四十条第六項第一号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 当該 組合員等からその生

産 した収穫物につい て加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料 以

下「出荷資料」という。)の確認

規則第百四十条第六項第二号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 当該組合員等の青色申告

書 (規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。 以下同じ。)及びその関係書類の確 認

 \equiv 規則第百四十条第六項第三号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 当該組合員等 \dot{O} 規則

四十条第六項第三号に規定する書類、 同号に規定する帳簿及びこれらの関 係 書類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 認

兀 畑作物共済基準収穫量等設定準則 (平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十四号) 第二第一項

 \mathcal{O} 規定により基準収 い 繭 量 (法第百五十三条第一項第一号の基準収繭量をいう。 を定めてい る組合員等 当

該組合員等からその生産した繭について売渡しを受けた者の当該売渡しに係る資料の確認

係に つい て損害通知を受けたときは、 その通 知をした組合員等に、 共済事: 故による損 害が生じた耕 地 の全てに

つき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、 収穫前に、 当該耕地の一部につき、 共済事故による損害が発生し

ていることを確認するとともに、 検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3 組合等は、 災害収入共済方式 (規則第百四十条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。 以下同じ

損害が発生していることを確認するとともに、 の共済関係について損害通知を受けたときは、 当該組合員等が栽培する農作物に係る収穫量及び価 その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故に 格又は 生産

よる

金額を、 次の各号に掲げる組合員等の区分に応じ、 当該各号に定める方法により調査しなければならない。

規則第百四十条第七項第一号に掲げる者として災害収入共済方式を選択した組合員等 出荷資料の 確 認

規則第百四十条第七項第二号に掲げる者として災害収入共済方式を選択した組合員等 当該 組 合員等 っ の 青

色申告書及びその関係書類の 確認

4 組合等は、 筆方式 (規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。 以下同じ。) の共済関係に . つ い

て損害通知を受けたときは、 収穫前に、 その通知に係る耕地の全てにつき、 共済事故による損害が発生してい

- ることを確認するとともに、 検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。
- 5 組合等は 地域インデックス方式 (規則第百四十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。
- 以下同じ。) の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事
- 故による損害が発生していることを確認しなければならない。
- 6 組合等は、 全相殺方式の共済関係について損害通知を受けた場合であって、 第一項第一号及び第四号に規定
- する方法により収穫量又は収繭量を調査することがやむを得ない理由により困難になったと認められるときは
- 第 項の規定にかかわらず、 収穫前又は収繭前に、 その通知をした組合員等の耕地 の全て (蚕繭に係るもの
- にあっては、 その通知をした組合員等)につき、 共済事故による損害が発生していることを確認するとともに
- 検見又は実測の方法により収穫量又は収繭量を調査しなければならない。
- 7 組合等は、 さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係に係る損害通知にお いて、 全損耕地 (規則第
- 百四十八条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。) がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る
- 耕地 の全てにつき、 収穫前に、 全損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。
- 組合等は、 前各項の規定による調査 (以下「悉皆調査」という。)を行わせるため、 損害評価員 (損害の防

止又は認定等の業務に従事する者をいう。 以下同じ。) を任命することができる。

9 組合等は、 悉皆調査を組合等の職員、 損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10 組 合等は、 第二項、 第四 項又は第六項 の規定による調査を行うため、 当該組合等の 区域 (法第十条第 項に

規定する全国連合会及び法第百七条第一 項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、 共済事業の 実施 区 域

0 以下同じ。)を区分して当該調査を行う単位となる地区 (以 下 「損害評価地区」という。) を定めなけ れば

ならない。 ただし、 組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅 少で

ある場合であって、 その区域を区分する必要がないと認めるときは、 この限りでない。

11 組合等は、 損害評 価地区を定めたときは、 損害評価地区ごとに、 当該損害評価地区を担当する組合等の職員

、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12 組合等は、 損害評価地区を定めて調査を行ったときは、 当該調査の終了後遅滞なく、 損害評価地区ごとに、

当該! 調 査 を行 !った耕! 地 (蚕繭 に係るものにあっては、 組合員等) *(*) 部につき、 当該調査の結果を検定するた

8 O調 査 (以 下 「抜取調査」という。) を検見又は実測の方法により行わなければならない。 ただし、 組合等

が 第二項、 第四項又は第六項の規定による調査を収穫前又は収繭前における実測の方法により行った場合は、

13

抜取 調 査 は、 組合等の職員及び損害評価会の委員 (組合等が必要があると認める場合にあっては、 組合等の

職員、 損害評価会の委員及び損害評価員)により行うものとする。ただし、 組合等の区域に離島 (離 島振興法

(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、 奄美群島振

興開 発特 別措置法 (昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島、 小笠原諸 島振興 、開発特別措

(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成十四

年法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島 のいずれかに該当する離島 (組合等の事務所が所在するものを

除く。)に限る。 以下同じ。)が含まれる場合は、 当該離島における抜取調査は、 損害評価会の委員及び損害

評価員により行うことができる。

14 組合等は、 悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、 損害評価会の意見を聴いて、 全相殺方式、 半相殺方式

及び 地域インデックス方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量 (以 下 「共済減収

量 という。)を、 災害収入共済方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産 金額 の減

少額 (以下「共済減少額」という。) を、一筆方式にあっては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき

組 合等 は 前項の 規定による認定に係る組合員等 の数又は耕 地 \mathcal{O} 面 積、 共済減収量又は共済減少額 及び損 害

15

 \mathcal{O} 額を、 特定組合等 (法第二百条に規定する特定組合等をいう。 以下同じ。) 以外の組合等にあっては連合会

認定区分ごとに合計して都道府県連合会 (法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。 以下同じ。)

に通 知 特定組合等にあっては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなけ ればならない。

16 前 項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、 連合会認定区分にあっては畑作物連合会保険区分 (共済目

的 0 種 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 別 規則第百四]十条第 項 (規則附則第十七条第一項にお いて読み替えて適用する場合を含む。

に規定する引受方式の別及び規則第百四十五条又は第百四十八条第一項各号の規定により組合員又は法第百四

条第二項に規定する共済資格者が申し出た割合 の別の区分をいう。) を、 政府保険認定区分にあっては畑作! 物

政 府保険区分 (規則第二百二十九条に規定する畑作物政府保険区分をいう。 以下同じ。 を、 それぞれ共済金

の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17 組 合等 (特定組合等を除く。 以下この項にお いて同じ。) <u>-</u> は、 都道府県連合会から第二第八項及び第十二項

0 規定による通知があり、 かつ、 当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済

除き、 損害評. 価会の意見を聴 いて、 当該 組 合等が同項 \mathcal{O} 規定により算定した共済減収量 の合計又は共 済減 少 額

が都道 府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、 共済金の支払対象となるべき組合員等又

は耕 地及び共済減収 量又は共済減少額を修正して、 損害の額を認定しなけ ればならない。

特定組合等 は、 第十五項 の規定により農林水産大臣に報告した損 害 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 政 府保険認定区分ごとの合計が、

18

政 分をいう。 府保険認定区分別 以下同じ。)ごと及び危険段階 の畑作物通常責任共済金額 (法第百三十七条第一 (共済掛金区分 (法第百五十四条第一項に規定する共済掛金区 項に規定する危険段階をいう。 以下同じ。

ごとの共済金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率 (規則第二百十四条第一項の危険段階別畑作物通常

被害率を いう。 以下同じ。) を乗じて得た金額を、 政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。

ない。 を超えると認めるときは、 ただし、 畑作物政府保険区分ごとに、 当該政 府保険認定区 被害が僅少である場合その他の当該畑作物政 一分の損力 害の額について農林水産大臣 の認定を受けなけ 府保険区分に係る保 れ ば なら

険 金が 支払 わ れないと見込まれる場合は、 この限りではない。

特定 組合等 は、 前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、 農漁業保険審査会に審査の

請求を行う場合を除き、 第十四項、 第十五項及び前項の規定の例により、 共済減収量又は共済減少額及び損害

 \mathcal{O} 額を修正 して、 改めて農林水産大臣 の認定を受けなけ れば ならな

20 特定組合等は、 第十八項の農林水産大臣の認定に関し、 農林水産大臣から意見を求められたときは、 必要な

資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会は、 法第百七十二条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知を受けた場合で

あって、 組合等 (特定組合等を除く。以下第二において同じ。 が収穫が 前における検見又は実測の方法による

収 被量及び収繭量の調査を行うときは、 その通知に係る組合等の区域内の損害の額を認定するため、 抜取] 調 査

 \mathcal{O} 方法に準じて行う調査 (以下「連合会抜取調査」 という。) を実測の方法により行わなければならない。

2 組合等が第 第二項、 第四項又は第六項の規定による調 査 (収穫前又は収繭前における実測 の方法により行

うものに限る。)を行う場合において、 都道府県連合会が当該調査に参加するときは、 前項の規定にかかわら

ず、 当該調 査 0 参加をもって連合会抜取調査に代えることができる。

3 組合等の区域に離島が含まれる場合において、 組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により

行ったときは、 第一項の規定にかかわらず、 都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4 都道府県連合会は、 損害の 額の認定を的確に行うため特に必要があると認めるときは、 連合会抜取 調 査に併

せて、 共済事故による損害が発生した耕地の見回りによる調査 (以下「見回り調査」という。)を行うものと

する。

5 都道府県連合会は、 連合会抜取調査、 第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、 損害評価員を

任命することができる。

6 都道府県連合会は、 連合会抜取調査、 第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、 損害

評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7 都道府県連合会は、 連合会抜取調査を行うため、 当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行

う単位となる地区を定めることができる。 この場合において、 当該地区を定めたときは、 当該地区ごとに、 当

該地区を担当する都道府県連合会の職員、 損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8 都道府県連合会は、 連合会抜取調查、 第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、 損害評価会

の意見を聴いて、 組合等の連合会認定区分ごとの共済減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、 共済金

の支払見込額である損害の額を認定するとともに、 当該共済減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通

知しなければならない。

9 都道府県連合会は、 前項の規定による認定に係る共済減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支

払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、 農林水産大臣に報告しなければならない。

下同じ。 を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

の規定により農林水産大臣に報告した保険金の支払見込額の

政

府再保険認定区分

11

都道府県連合会は、

第九項

10

前

項の

政

府

再保険認定区分は、

畑作物再保険区分

(規則第二百五条に規定する畑作物再保険区分をいう。

以

ごとの合計が、 政府再保険認定区分別の畑作物通常責任保険金額 (共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険

金 額 の総額 に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を、 政府再保険認定区分ごとに合計 して得た

金 をいう。 を超えると認めるときは、 当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣 \mathcal{O} 認 定を

受けなけ ればならない。 ただし、 畑作物再保険区分ごとに、 被害が僅少である場合その他 の当該畑作物再保険

区分に係る再保険金が支払わ れないと見込まれる場合は、 この限りではない。

都道 府県連合会は、 前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、 その結果を組合等に通知しなけ

12

ればならない。

13

都道 府県連合会は、 第十一項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、 農漁業保険審査会

に審査の請求を行う場合を除き、 第八項、 第九項及び第十一項の規定の例により、 共済減収量又は共済減 少額

及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣 の認定を受けなければならない。

要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

14

都道府県連合会は、

第十一項の農林水産大臣

の認定に関し、

農林水産大臣から意見を求められたときは、

必

第三 その他

1 組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることができない特異な損害

が 広範囲にか 一多数発生した場合は、 これらの規定にかかわらず、 農林水産省経営局長の承認を得た方法によ

り損害の額の認定を行うことができる。

2 組合等及び都道府県連合会は、でん粉加工用ばれいしょ、大豆、てん菜及びそばに係る共済減収量の算定に

当たっては、 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成十八年法律第八十八号

第二条第四項に規定する対象農業者については、 同法第三条第一項第一号に掲げる交付金に相当する数量を

差し引くものとする。

3 組合等及び都道府県連合会は、 その区域を管轄する地方農政局統計部等 (地方農政 局統計部、 北海道農政事

務所統計部、 沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。 以下同じ。)に対し、

共済事故が発生したときはその旨を、 共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、

災害の発生年月日、 災害の場所、 災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければなら

ない。

4 組合等及び都道府県連合会は、 この準則による損害の調査を行うため、 地方農政局統計部等に対し、これら

の調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三一二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号) (抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(畑作物共済に関する経過措置)

4 この告示による改正後の平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十一号、 畑作物共済損害認定準則及

び畑作物共済基準収穫量等設定準則の規定は、 施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、

当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、 施行日前に共済責任

期間が開始する畑作物共済の共済関係、 当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係につ

いては、なお従前の例による。